

第二百四回国会（常会） 提出防衛省設置法等の一部を改正する法律案の参照条文に関する正誤表

第二百四回国会（常会）に提出いたしました防衛省設置法等の一部を改正する法律案について、「防衛省設置法等の一部を改正する法律案参照条文」四頁中、自衛隊法第百条の十四第一項第九号の一部に誤記がありました。正誤表は左記のとおりです。

（傍線の部分は該当箇所）

<p>正</p>	<p>（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供） 第百条の十四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるカナダ軍隊（カナダの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該カナダ軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりカナダ内にあるカナダ軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うカナダ軍隊</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>誤</p>	<p>（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供） 第百条の十四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるカナダ軍隊（カナダの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該カナダ軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりカナダ内にある英国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うカナダ軍隊</p> <p>2～4 （略）</p>